

# 答 申

## 第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定については、次に掲げる文書を対象として改めて開示決定等を行うべきである。

- （１）第5の2（１）にいう「本件行政相談」に関連して、実施機関の職員が作成し、又は  
若しくは から取得した文書
- （２）第5の2（３）にいう本件提言（添付資料を含む。）

## 第2 審査請求の経過

### 1 開示請求

平成18年2月3日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し「平成17年12月17日付けで「元気とやま目安箱」に出した “ のモラルと体質の改善の為の提言 ” について、回答に至る事務の全部が判る物（ 等への調査・問い合わせの記録。これまでに知事や厚生企画課長に郵送やFAX・メール等で送付した資料の利用や取扱いについても含む。）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 開示決定等

（１）平成18年3月20日、実施機関は、

ア 上記1の「 のモラルと体質の改善の為の提言」（以下「本件提言」という。）に対する厚生企画課（以下「担当課」という。）から広報課へ提出された回答案に係る決裁文書

イ 平成17年5月15日に受信した「 に対する改善の検討についての依頼」と題する電子メール及びその添付文書

ウ 同年6月22日に受信した「 から理事・評議員に配布してもらおう書類が送り返されてきた事の御報告」と題する電子メール及びその添付文書

エ 同年8月28日、9月3日及び同月9日にそれぞれ受信した「 とのその後の経過報告」、「同 」及び「同 」と題する電子メール

を本件開示請求に係る対象公文書（以下「本件対象文書」という。）として特定した上、それぞれ特定の個人（県職員を除く。）を識別することができる氏名、役職名、メールアドレス等が記載された部分について条例第7条第2号に該当することを理由に非開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（２）平成18年5月10日、異議申立人は本件処分について、実施機関が特定した上記（１）アないしエ以外にも本件対象文書が存在するにもかかわらず、それらの開示決定等がされていないことを不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異

議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（３）平成18年10月20日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

### 第３ 異議申立人の主張

異議申立書、実施機関の理由説明書に対する意見書及び本審査会での意見陳述において、異議申立人が主張している異議申立ての趣旨及び理由は、概ね別紙１のとおりである。

### 第４ 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び本審査会での意見陳述において説明している本件対象文書の特定の理由等は、概ね別紙２のとおりである。

### 第５ 審査会の判断

#### １ 本件異議申立ての内容について

本件異議申立ては、本件開示請求に対して上記第２の２（１）に記載する文書を部分開示した実施機関の本件処分について、他にも本件対象文書が多数存在するとしてそれらを開示するよう異議申立人が主張しているものであるが、実施機関はそれを否定しており、つまるところ両者の見解の相違は、条例により開示請求できる公文書（以下「条例上の公文書」という。）の定義並びに請求内容及びそれに係る対象文書の特定にあるものと認められる。

そこで、異議申立人が本件対象文書であると主張しているそれぞれの文書に関し、その該当性の有無について以下順次検討する。

#### ２ 本件対象文書該当性について

##### （１）行政相談への対応状況等の記録及び 等から取得した資料

平成17年12月の本件提言の提出に先立つ同年3月から11月にかけて、異議申立人が県の担当課に対し、（以下「 」という。）の運営等について、訪問面談や電話などによる行政相談（以下「本件行政相談」という。）をかなり頻繁に行っていたことが認められるが、異議申立人は、その際対応した当該担当課の職員がその内容や対応状況（等への調査・問い合わせを含む。）を記録した文書が当然存在するはずであり、関連して等から取得した資料があればそれも含めて、本件対象文書に該当すると主張している。

これに対し実施機関は、本件行政相談は本件提言の提出以前に行われたものであり、上記の文書が存在するとしてもその時点ですでに作成し、又は取得されているから、本件提言の回答に当たり作成・取得したものとはいえず、本件開示請求にいう「回答に至る事務」に係る文書には該当しないので、本件対象文書ではないと説明している。

しかしながら、本件開示請求の文言を見る限り、異議申立人の意図は、必ずしも本件提言の提出後に作成・取得された文書のみを請求しているものとはいえず、また、実施機関の説明どおり、

本件提言への回答に当たって に対し特段の調査等を行わずに回答されたものであるとしても、それが可能であったのは、従前の本件行政相談への対応状況等を踏まえたからであると認められ、実施機関は、本件対象文書を不必要に限定して解したものと認めざるを得ない。

したがって、実施機関が本件行政相談に関連して作成し、又は 等から取得した上、公文書として保有している文書は、本件対象文書に該当するものと認められる。

## (2) 行政相談に当たり異議申立人が提出した資料

本件行政相談に当たり、異議申立人から郵送、FAX、電子メールへの添付等の方法により多数の関連資料(以下「本件提出資料」という。)が県の担当課に提出されたことが認められ、異議申立人は、本件提出資料のうち本件処分で開示されなかったものについても、当該担当課の職員が職務上取得した文書であるから本件対象文書に該当すると主張している。

これに対し実施機関は、本件提出資料のうち本件処分で開示しなかったものは、実施機関として組織的な管理を行うものとしては保有しておらず、条例上の公文書に該当しないので、本件対象文書ではないと説明している。

条例第2条第2項は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが、条例上の公文書である旨規定している。そこで、本件提出資料が条例上の公文書に該当するかどうかは、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」といえるかどうかによって判断されるものであるところ、これについては、作成又は取得の状況、利用の状況、保管、保存又は廃棄の状況などを総合的に検討することが必要であると考えられる。

### 作成又は取得の状況

本件提出資料は、担当課の職員が職務の一環として応対した本件行政相談に関連して、異議申立人から取得したものであると認められる。

### 利用の状況

本件提出資料のうち本件処分で開示したものは、その内容が県として対応する必要があると思われたため、係内を経て課長まで回覧し、組織として共通認識を持ったが、それ以外の県の業務に直接の関係がないと思われたものについては、特に回覧等も行っておらず、それを職務上利用することもないという実施機関の説明に、特段不自然又は不合理な点は認められない。

### 保管、保存又は廃棄の状況

本件提出資料のうち本件処分で開示されたものは、担当課内の所定の保管場所において職員共用の文書として保管されているのに対し、それ以外のものは当該場所には保管されておらず、その一部は別の場所で所在が確認されたものの、事実上すでに廃棄されたと同様の管理状態にあるものと認められる。

以上、本件提出資料のうち本件処分で開示されなかったものについては、取得の状況はともかく、利用及び保管の状況からは「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とはいえないから、条例上の公文書には当たらず、したがって、本件対象文書にも該当しないものと認められ、この点に関する異議申立人の主張は採用できない。

### (3) 本件提言

実施機関は、異議申立人が本件提言（添付資料を含む。以下同じ。）それ自体を本件対象文書としなかった理由について、本件提言の提出者と異議申立人が同一人であり、異議申立人が当該文書を所持していることが明白であったことを挙げている。

しかし、異議申立人が主張しているとおり、一般に開示請求者が請求に係る文書を所持していることが条例上の非開示理由に当たるとはいえず、また、本件提言は本来、本件処分で開示された上記第2の2(1)アの決裁文書の一部（当該文書の1ページにいう「別紙」に相当）であると認められるから、実施機関のいう論旨は採用できず、本件提言は本件対象文書に該当するものと認められる。

### 3 本件対象文書とされたものに係る開示決定等について

実施機関は、上記2(1)及び(3)で本件対象文書とされたものについて、改めてそれらを本件対象文書として具体的に特定し、それぞれ条例第7条各号に掲げる非開示情報が記録されていないか検討の上、開示・非開示の判断を行う必要があるものと認められる。

### 4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 5 付言（留意事項）

本件異議申立てが提起されるに至った要因の1つは、実施機関が開示請求の内容を不必要に限定して解した結果、対象公文書が的確に特定されなかったことにあり、実施機関においては、公文書開示請求があった場合は、請求者の意向を十分に汲み取り、請求内容をできる限り正確に把握することにより、対象公文書の的確な特定に努めるよう改めて留意されたい。

なお、本件異議申立ては提起から5箇月余りを経過して本審査会に諮問されたが、今後、実施機関においては、簡易迅速な手続による権利救済を目的とする行政不服審査制度の趣旨を踏まえ、速やかな諮問に努めるよう併せて留意されたい。

### 第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

## 別紙1 異議申立ての趣旨及び理由

### 1 本件開示請求に至る経緯

#### (1) 本件提言の提出以前における行政相談等

異議申立人は、(以下「 」という。)のあり方に疑問を抱いたことから、平成17年の3月から11月にかけて県の担当課に対し、電話で10回、訪問で2回及び郵送、FAX又は電子メールで10回にわたり、行政相談及びそれに伴う資料送付を行ったが、同年10月17日に突然、当該担当課の課長から、それまで提出した資料の存在は不明である旨の説明が電話でなされた。

#### (2) 本件提言の提出から本件開示請求に至る経緯

職員が行政相談という職務上で取得した資料について、上記のような杜撰な取扱いがされたことから、異議申立人は、このまま当該担当課を相手にしても適切な対応が期待できないと判断し、同年12月17日、 に係る法律上の指導監督権限を有する知事の立場を踏まえた回答を求めて、「元気とやま目安箱」に本件提言を提出した。

しかし、平成18年1月11日に届いたこれに対する知事の回答からは、知事がどのような形で指導監督権限を行使したのか、どのような調査結果を踏まえてこの回答がなされたのかが全く判らず、上記(1)で異議申立人が提出した資料等がどのように扱われていたのかについても疑問が生じたことから、同年2月3日、本件開示請求を行った。

### 2 本件処分及び実施機関の本件対象文書特定理由説明の問題点

本件処分及びこれに係る実施機関の理由説明書の内容は、次に掲げるとおり、一方的な判断や条例の誤った解釈に基づくものであり、それぞれに該当するすべての文書は、速やかに開示されるべきである。

#### (1) 行政相談への対応状況等の記録及び 等から取得した資料について

上記1(1)のとおり、異議申立人が県の担当課に対し、 に関する行政相談を本件提言の提出以前に繰り返し行っていたにもかかわらず、それらに係る対応状況等( 等への調査・問い合わせを含む。)の記録等が本件対象文書に含まれていない。

この点について、本件提言の提出以前の対応状況に係る記録並びに 及び

から送付された資料は、本件提言への回答に当たって作成し、又は調査のために提出を受けたものではなく、本件開示請求の趣旨とは異なるとする実施機関の説明は、「回答に至る事務の全部が判る物」とした本件開示請求の趣旨について、異議申立人に確認することなく一方的に狭く解したもので、不当である。

また、本件提言への回答に当たっての に対する調査等の記録は存在しないとの説明についても、何らの調査等を行わずに回答することは考えられず、信用できない。

#### (2) 行政相談に当たり異議申立人が提出した資料について

県の担当課の職員は、職務として上記1(1)の行政相談に対応し、異議申立人が提出した資料

を受領したにもかかわらず、本件処分で開示された5件の電子メールに係るもの以外は、本件対象文書に含まれていない。

この点について、課長まで回覧していない文書は、条例上の公文書ではないとする実施機関の説明は、条例の解釈を誤っている。担当課の職員が職務上取得し、その内容についてと連絡をとるなど組織として業務の用に供した上、現に同課において保存されている以上、それは条例上の公文書に該当し、本件対象文書であることは明白である。

### (3) 本件提言自体について

実施機関は、本件提言それ自体について、提出者である異議申立人が当然所持していることから開示対象文書に含めなかったと説明しているが、条例上そのような解釈は導き出せず、請求に係る文書は、異議申立人が所持しているか否かにかかわらず開示対象とされなければならない。

## 3 本件異議申立てに係る実施機関の対応

本件異議申立ては、平成18年3月20日付けの本件処分を受けて、同年5月10日に提起したものであるが、実施機関がこれを本審査会に諮問したのは、それから半年近く経過した同年10月20日である。

県のホームページで公開されている情報公開に関するこれまでの不服申立事案の例によれば、実施機関は申立てがあってから遅くとも2箇月以内に本審査会に諮問すべきところ、担当課は適切な対応を行わず、異議申立人が別途これに係る不作為の異議申立てを同年8月7日に行うまでこれを放置し、更にそれから約2箇月後ようやく諮問された。

このように徒に事案の処理を遅延させる行為は、上記1及び2で述べた一連の対応と併せ、極めて不適切かつ不誠実で、行政への信頼性を損なうものであり、そのような事態を招いた担当課の姿勢は、大いに問題とされなければならない。

## 別紙2 実施機関が説明している本件対象文書の特定の理由等

本件対象文書の特定に当たっては、条例上の公文書のうち、本件開示請求の内容に沿うものはすべて本件処分において開示したところであり、異議申立人が開示されるべきと主張しているそれぞれの文書について、本件対象文書として特定しなかった理由は、次のとおりである。

### 1 条例上の公文書について

条例に基づく開示請求の対象となるのは、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当するものに限られるが、その要件として「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定められていることから、職員が職務上作成し、又は取得した文書であっても、組織的に用いるものとして保有していないものは、開示対象とはならない。

この点に関し、本件開示請求が行われる以前において、異議申立人から行政相談に係る関係資料と称して郵送、FAX、電子メールへの添付等により送付された相当量の文書については、担当課においてその内容に応じ、県として対応する必要があると思われたものは、課長まで回覧した上で公文書として保有するものとしたが、県の業務に直接の関係がないなど、県として対応する必要があると思われたものは、特に組織的な管理を行わず、公文書としては取り扱わなかったものである。

### 2 本件対象公文書の特定の考え方について

本件開示請求の対象とされたのは、「本件提言について、回答に至る事務の全部が判る物（等への調査・問い合わせの記録。これまでに送付した資料の利用や取扱いについても含む。）」であるが、ここでいう本件提言の内容及びそれに対する回答に至る事務の状況は、次のとおりである。

まず、本件提言の内容は、（以下「」という。）のの選任が定款に違反して行われたのではないかと、県は、及び（以下「」という。）に対し、効果のある指導監督を行ってほしい、という2点にある。

このうち、上記については、本件提言が出される以前の平成17年7月21日に実施したに対する定例の指導監査の際に事実関係を確認しており、は定款に基づいて適正に選任されていた。また、同年11月7日にの及びが担当課を訪れた際にも事情説明を受け、その後、補足的に電話で確認を行っている。したがって、本件提言に対する回答に当たって、改めて等に調査・問い合わせは行っていない。

次に、上記については、本件提言に対する回答に当たって、社会福祉法に基づくに対する知事の指導監督権限を十分踏まえるとともに、に対しては、電話等で事実関係の確認を行っている。

したがって、本件提言への回答に当たって実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書は、当該回答案に係る決裁文書のみであり、これに本件提言以前に異議申立人から送付された文書で公文書として保有しているものを加え、本件対象文書として特定したところである。

### 3 異議申立人の主張について

本件処分に係る実施機関の考え方は、以上述べたとおりであるが、異議申立人が本件対象文書であると主張するそれぞれの文書については、次のとおり、いずれもそれには当たらない。

#### (1) 行政相談への対応状況の記録及び 等から取得した資料

異議申立人が本件提言の提出に先立って行った行政相談への対応については、時間的な経過からも明らかなように、本件提言に対する回答に至る事務として行ったものではなく、これに関し実施機関の職員が作成し、又は 若しくは から提出された文書についても、当該回答のために作成し、又は取得したものではない。

したがって、これらについては、本件開示請求の趣旨とは異なる文書であることから本件対象文書ではない。

#### (2) 行政相談に当たり異議申立人から送付された資料

上記1で述べたとおり、これらの文書のうち、担当課において県として対応する必要があると判断して課長まで回覧し、公文書として保有しているものについては、本件処分ですべて開示したところであり、それ以外のものは、条例上の公文書としては保有していない。

なお、その一部については、担当課内の共用文書の保管場所とは別の場所に、事実上廃棄されることなく所在していたが、これについても、職員が職務上利用することはなく、実施機関として組織的に管理・保有しているとはいえないから、条例上の公文書には該当しない。

#### (3) 本件提言に対する回答に係る文書

本件提言に対する回答に至る事務については、上記2で述べたとおりであり、本件処分が開示した1件の文書以外に、その回答に当たって職員が作成し、又は取得した文書は存在しない。

なお、本件提言の文書それ自体については、提出者と異議申立人が同一人であり、異議申立人が当該文書を所持していることは明らかであることから、開示対象文書に含めなかったものである。



別 記

審査会の開催経過の概要

| 年 月 日                    | 内 容                                    |
|--------------------------|--|
| 平成18年10月20日              | 諮問書を受理                                 |
| 平成19年 2月22日              | 知事に非開示等に係る理由説明書の提出を依頼                  |
| 平成19年 3月 8日              | 上記理由説明書を受理                             |
| 平成19年 3月13日              | 異議申立人に上記理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼 |
| 平成19年 4月 3日              | 異議申立人の意見書を受理                           |
| 平成19年 6月11日<br>(第46回審査会) | 審議                                     |
| 平成19年 7月20日<br>(第47回審査会) | ・実施機関職員から非開示等に係る理由説明を聴取<br>・審議         |
| 平成19年 8月20日<br>(第48回審査会) | ・異議申立人から意見を聴取<br>・審議                   |
| 平成19年10月 3日<br>(第49回審査会) | 審議                                     |
| 平成19年11月 7日<br>(第50回審査会) | 審議                                     |
| 平成19年11月21日              | 答申                                     |

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名     | 現 職 等            | 備 考    |
|---------|------------------|--------|
| 浅 井 尚 子 | 富山大学経済学部教授       | 会 長    |
| 荒 木 良 一 | 北日本新聞社論説委員長      |        |
| 岩 田 繁 子 | 富山県婦人会会長         |        |
| 大 坪 健   | 弁護士              | 会長職務代理 |
| 濱 谷 元一郎 | 前富山県商工会議所連合会常任理事 |        |
| 米 田 育 代 | 富山県労働委員会委員       |        |